三　正当な理由がないのに第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。
四　第四十八条第三項、第五十一条又は第五十二条の規定による命令に違反したとき。
五　判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する適合性判定員若しくは法人にあってはその役員が、判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
六　不正な手段により登録を受けたとき。

3　国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により判定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第二節　登録建築物エネルギー消費性能評価機関

（登録）

第五十六条　第二十四条第一項の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、第二十三条第一項の認定のための審査に必要な評価の業務を行おうとする者の申請により行う。

2　第四十二条第一項及び第四十三条の規定は登録について、第四十二条第二項及び第三項、第四十四条並びに第四十六条から第五十四条までの規定は登録建築物エネルギー消費性能評価機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十二条第一項及び第二項	前条第二項第二号	第五十八条第二項第二号
第四十三条第二項	第三十九条から第四十一条まで	第五十六条第一項、第五十七条及び第五十八条
第四十四条第一項ただし書	第四十条各号	第五十七条各号
第四十六条	適合性判定員	第五十九条の評価員
第四十六条から第四十八条まで、第五十条、第五十二条、第五十三条第一項、第五十四条第一項及び第二項	判定の業務	評価の業務
第四十八条	判定業務規程	評価業務規程
第五十一条	第四十一条第一項各号	第五十八条第一項各号

（欠格条項）

第五十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
一　第四十条第一号から第三号までに掲げる者
二　第六十条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
三　法人であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準等）

第五十八条　国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。
一　次条の評価員が評価を実施し、その数が三以上であること。
二　登録申請者が、建築物関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
イ　登録申請者が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人であること。
ロ　登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
ハ　登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、建築物関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。
三　評価の業務を適正に行うために評価の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
四　債務超過の状態にないこと。

2　登録は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一　登録年月日及び登録番号
二　登録建築物エネルギー消費性能評価機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三　登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の業務を行う事務所の所在地
四　次条の評価員の氏名
五　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（評価員）

第五十九条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、次に掲げる者のうちから評価員を選任しなければならない。
一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において建築学、機械工学、電気工学若しくは衛生工学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者
二　建築、機械、電気又は衛生に関する分野の試験研究機関において十年以上試験研究の業務に従事した経験を有する者
三　前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

（登録の取消し等）

第六十条　国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が第五十七条第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2　国土交通大臣は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一　第五十六条第二項において準用する第四十二条第二項、第四十四条第二項、第四十九条第一項、第五十条又は第五十四条第一項の規定に違反したとき。
二　第五十六条第二項において読み替えて準用する第四十八条第一項の規定による届出のあった評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき。
三　正当な理由がないのに第五十六条第二項において準用する第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。
四　第五十六条第二項において準用する第四十八条第三項、第五十一条又は第五十二条の規定による命令に違反したとき。
五　評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員若しくは法人にあってはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
六　不正な手段により登録を受けたとき。

3　第五十五条第三項の規定は、前二項の規定による登録の取消し又は前項の規定による評価の業務の停止について準用する。